



発行 東京都

目次

規則

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………(病院経営本部サービス推進部事業支援課)……………一

告示

○漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一

公告

○特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………一

○市街地再開発事業の事業計画の縦覧……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………三

規則

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百四十四号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項第一号(三)中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同号(三)カ中「オ」を「エ」に改め、同号(三)中カをオとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第十六百八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成三十年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

加入区 の名称	発起人の住所 及び氏名	法第十三 条第一項の 申出をする 漁業協同組 合の名称	縦覧期間	縦覧場所
------------	----------------	---	------	------

にいじ ま加入 区	新島村若郷二 番六号 北村 一男 新島村本村三 丁目九番十九 号 横田 哲	にいじま漁 業協同組合	平成三十 年十一月 二十九日 から同年 十二月十 三日まで	新島村若 郷八十三 番地 にいじま 漁業協同 組合
-----------------	---	----------------	--	--

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人岡崎研究所

二 代表者の氏名

茂田 宏

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目九番八一五〇五号

四 認定の有効期間

平成三十年九月七日から平成三十五年九月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人夢職人

二 代表者の氏名

岩切 準

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸六丁目五十四番五号 小川ビル二階

四 認定の有効期間

平成三十年九月六日から平成三十五年九月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人きぼうのいえ

二 代表者の氏名

下条 裕章

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区清川二丁目二十九番十二号

四 認定の有効期間

平成三十年十月一日から平成三十五年九月三十日まで

一 名称

特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム

二 代表者の氏名

永田 晴紀

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区弥生二丁目三番二号

四 認定の有効期間

平成三十年十月十七日から平成三十五年十月十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人しんぐるまざあずふおーらむ

二 代表者の氏名

赤石 千衣子

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町二丁目二十八番地 日下ビル四階

四 従たる事務所の所在地

千葉県船橋市本町七丁目二十一番六一二〇三号

五 認定の有効期間

平成三十年十月十五日から平成三十五年十月十四日まで

で

市街地再開発事業の事業計画の縦覧について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

の事業計画を定めるため、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十三條第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧期間 平成三十年十一月三十日から二週間

二 縦覧場所 港区高輪二丁目十六番五号東武高輪第二ビル四階

東京都第二市街地整備事務所泉岳寺駅地区事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五條第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年十一月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) 国分寺内藤一丁目プロジ

<p>二 店舗所在地 二 国分寺市内藤二丁目二十二番地</p>	<p>振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができるまで 午前八時四十五分から午後十一時まで</p>
<p>三 設置者名 内藤 初枝</p>	<p>十九 縦覧期間 平成三十年十一月二十九日から平成三十一年三月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南西側</p>
<p>四 設置者住所 国分寺市内藤二丁目二十四番地一</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで</p>
<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらい</p>	<p>一 店舗名 (仮称)本一色店舗計画</p>	<p>十七 届出日 平成三十年十月三十日</p>
<p>六 新設をする日 平成三十一年六月二十六日</p>	<p>二 店舗所在地 江戸川区本一色一丁目百六十四番一ほか</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>七 店舗面積の合計 千四百三十八平方メートル</p>	<p>三 設置者名 高津 弘ほか一名</p>	<p>十九 縦覧期間 平成三十年十一月二十九日から平成三十一年三月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十八台</p>	<p>四 設置者住所 江戸川区興宮町六番五号ほか</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>九 駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 百二十五台</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション</p>	
<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側ほか 五十平方メートル</p>	<p>六 新設をする日 平成三十一年六月二十日</p>	
<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十一・一五立方メートル</p>	<p>七 店舗面積の合計 千二百三十五平方メートル</p>	
<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時三十分</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十八台</p>	
<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分</p>	<p>九 駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 九十九台</p>	
<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十一時まで</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側 二十七平方メートル</p>	
<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北東側</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南東側 七・一七立方メートル</p>	
<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p>	
<p>十七 届出日 平成三十年十月二十五日</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分</p>	
<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>		

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コジマ×ビックカメラ江戸川店
- 二 店舗所在地 江戸川区中央一丁目八番四号
- 三 設置者名 株式会社梅澤総業
- 四 設置者住所 江戸川区東小松川二丁目三十五番五号
- 五 変更前の店舗名 コジマNEW江戸川店
- 六 変更後の店舗名 コジマ×ビックカメラ江戸川店
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社コジマ
- 八 変更前の小売業者の代表者名 小島 章利
- 九 変更後の小売業者の代表者名 木村 一義
- 十 変更日 平成二十五年十二月十四日ほか
- 十一 届出日 平成三十年十一月六日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成三十年十一月二十九日から平成三十一年三月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

- 一 店舗名 コジマ×ビックカメラ高井戸東店
- 二 店舗所在地 杉並区高井戸東四丁目二番一号
- 三 設置者名 内藤 康子
- 四 設置者住所 武蔵野市関前三丁目三十一番三号
- 五 変更前の店舗名 コジマNEW高井戸東店
- 六 変更後の店舗名 コジマ×ビックカメラ高井戸東店
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社コジマ
- 八 変更前の小売業者の代表者名 寺崎 悦男
- 九 変更後の小売業者の代表者名 木村 一義
- 十 変更日 平成二十八年五月二十三日ほか
- 十一 届出日 平成三十年十一月六日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 平成三十年十一月二十九日から平成三十一年三月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

